

議案第 82 号

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 28 年 12 月 20 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の勤務時間、休暇等に関して、国家公務員に準じた改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第15条第3項」の次に「及び第15条の2第3項」を加える。

第8条の3第1項中「子の」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）の」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）の」に、「とあるのは「要介護者」を「とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」に改め、「における」と、「」の次に「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び」を加え、「とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」」を「とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当

該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を加え、「事情にあるもの」を「事情にある者」に改め、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「給与条例第23条第2項」を「同条例第23条第2項」に、「勤務時間」を「勤務」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 平成29年1月1日から平成29年3月31日までの間は、第8条の3第1項及び第4項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号。第15条第3項及び第15条の2第3項において「給与条例」という。)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することが</p>	<p>(時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、大口町職員の給与に関する条例(昭和36年大口村条例第4号。第15条第3項において「給与条例」という。)第16条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することが</p>

新	旧
<p>できるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、</u></p>	<p>2・3 略</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5 略 （休暇の種類）</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p>	<p>5 略 （休暇の種類）</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の<u>事情にあるもの</u>を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p>

新	旧
<p>3 介護休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>同条例第23条第2項</u>に規定する<u>勤務</u>1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p><u>(介護時間)</u></p> <p>第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p><u>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</u></p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）<u>、介護休暇及び介護時間</u>については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>3 介護休暇については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、<u>給与条例第23条第2項</u>に規定する<u>勤務時間</u>1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p><u>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</u></p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）<u>及び介護休暇</u>については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

主に働きながら介護がしやすい環境にするため、所要の改正を実施するものです。

2 改正の概要

(1) 介護休暇の分割

職員が家族の病気等で介護を必要とする場合において、その状態ごとに3回以下（現行1回）、かつ、通算して6月以下の範囲内で指定される期間内において勤務しないことができます。

(2) 介護時間の新設

職員が介護のため勤務しないことが認められる場合、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができます。
勤務しなかった時間については、その時間の相当額を減額します。

(3) 「子」の範囲の拡大

法律上の子（実子及び養子）に加え、以下の者についても「子」の対象とします。

ア 特別養子縁組の監護期間中の者

イ 養子縁組里親である職員に委託されている者

ウ 養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親として職員に委託された者

※養子縁組里親は、平成29年4月1日から法定化されますので、平成29年3月31日までは、養子縁組によって里親となることを希望している者をいいます。

3 施行期日

平成29年1月1日から施行します。